

掲載内容

第1章 相続・贈与のコンサルティング

- Point1 贈与の時代
- Point2 贈与は狙い撃ち
- Point3 喜ばれる財産作り
- Point4 税務コンサルティング
- Point5 相続第三原則と相続三大トラブル、3つのS
- Point6 贈与税と相続税の損益分岐点
- Point7 有利な贈与のコツ
- Point8 贈与の準備と実行、その後の管理

第2章 贈与の法律としくみ

- 第1節 贈与の考え方の基礎**
 - Point9 贈与の効力と方法
 - Point10 死因贈与
 - Point11 名義資産と受贈者資産
 - Point12 負担贈与
- 第2節 贈与の法務と税務の注意点**
 - Point13 相続分と遺留分
 - Point14 特別受益
 - Point15 使用貸借と借地権の贈与
- 第3節 贈与の課税制度**
 - Point16 贈与とみなし贈与
 - Point17 贈与税の納税義務者の判定
 - Point18 非居住受贈者への贈与時のみなし譲渡課税
 - Point19 贈与税の非課税財産
 - Point20 暦年課税
 - Point21 相続時精算課税
 - Point22 生前贈与加算と相続時精算課税財産の加算
 - Point23 生前贈与加算と相続時精算課税の贈与税額控除
 - Point24 債務弁済贈与
- 第4節 活用できる制度・特例**
 - Point25 配偶者控除特例
 - Point26 特定障害者贈与特例
 - Point27 直系尊属からの住宅取得等資金贈与特例
 - Point28 教育資金贈与特例
 - Point29 結婚・子育て資金贈与特例
 - Point30 非上場株式等贈与税納税猶予特例
 - Point31 農地の贈与税納税猶予及び免除の特例
 - Point32 信託による贈与
 - Point33 持分の定めのない法人への贈与と法人贈与税課税
- 第5節 贈与税・相続税の税務調査**
 - Point34 相続税・贈与税の時効と加算税や延滞税
 - Point35 相続税・贈与税の税務調査とタイムテーブル
 - Point36 贈与の税務調査の論点と対応策

第3章 贈与のメニュー

- 第1節 資金援助のための贈与**
 - 第1 困っている子や孫へ
 - Case1 住宅ローン返済資金の贈与
 - Case2 オーバーローンの肩代わり返済贈与
 - Case3 特定障害者である親族への資金の贈与
 - Case4 祖父母などからの生活費・教育資金・結婚費用の本法非課税贈与
 - Case5 赤字会社への資金の贈与
 - Case6 赤字会社への建物贈与と借地権設定
- 第2 子や孫の生活を豊かにするための贈与**
 - Case7 家族全員の生活費を負担する贈与
 - Case8 相続時精算課税制度による資金の贈与
 - Case9 妻へのマイホームの贈与(資金贈与か物件贈与か)
 - Case10 子・孫への生活費・教育資金・結婚費用の本法非課税贈与
 - Case11 出世資金のための贈与

- 第2節 収益力を与えるための贈与**
 - Case12 未成年者への贈与とジュニアNISA
 - Case13 収益不動産の贈与
 - Case14 同族法人への収益建物などの贈与又は譲渡
 - Case15 収益不動産の同族法人への譲渡後の債権の贈与
 - Case16 値上がり不動産(再開発・収用予定の土地)の贈与
 - Case17 蓄積贈与と資産による収益資産の取得
 - Case18 相続税延納土地の法人への建物贈与と土地譲渡
 - Case19 将来性のある上場株式・投信・自社株の贈与
 - Case20 将来売却予定資産の贈与
 - Case21 負担贈与としない同族法人への出資と負担贈与
- 第3節 財産管理・改善のための贈与**
 - Case22 成年後見・任意後見制度と贈与
 - Case23 信託による贈与と財産浪費の防止
 - Case24 倒産隔離のための妻への贈与
 - Case25 一般社団法人への財産の贈与
 - Case26 一般社団法人への信託受益権の贈与
 - Case27 困った不動産の同族法人への贈与・譲渡後の改善
 - Case28 時価下落資産の時価実現による損失の贈与
 - Case29 権利調整のための交換と贈与
- 第4節 相続税・贈与税納税資金対策のための贈与**
 - Case30 現金・預貯金の贈与と納税資金の試算
 - Case31 贈与前後年の納税資金・費用贈与
 - Case32 保険料の贈与
 - Case33 同族法人に対する債権の子への贈与
 - Case34 法人経由での贈与
 - Case35 「相当の地代」としての贈与
- 第5節 争族対策のための贈与**
 - Case36 配偶者へのマイホームの贈与のコツ
 - Case37 相続権のない人への始期付贈与
 - Case38 闘病中の相続人への精算贈与とその妻への相続
 - Case39 子・孫への各自の自宅の贈与と小規模宅地等の特例
 - Case40 親族への使用貸借地の死因贈与や贈与・譲渡
 - Case41 農地の贈与
 - Case42 遺留分の放棄のための放棄者への贈与
 - Case43 遺留分減殺請求を防止するための贈与と持戻し免除
 - Case44 民法特例を適用した自社株の贈与
 - Case45 会社分割後の各人への自社株の死因贈与
- 第6節 相続税対策のための贈与**
 - Case46 上昇株式・自社株の贈与
 - Case47 養子縁組と贈与
 - Case48 高路線価地の不動産の贈与
 - Case49 地積規模の大きな宅地の贈与と等土地評価の先取り固定
 - Case50 合理的な土地分割と持分贈与による評価引下げ
 - Case51 法人で買得建物を購入しての株式の贈与
- 第7節 社会貢献のための贈与**
 - Case52 国や公益法人等への資金の贈与
 - Case53 国や公益法人等への不動産・有価証券の贈与
 - Case54 社団・財団を組成して贈与
- 第8節 事業承継のための贈与**
 - Case55 自社株贈与のための事前経営権対策
 - Case56 同族会社への現預金の贈与
 - Case57 同族会社への不動産の贈与
 - Case58 一般社団法人への不動産の贈与
 - Case59 一般社団法人への同族会社自社株の贈与
 - Case60 後継者と従業員持株会への贈与と一般社団法人への信託
 - Case61 株価対策後の贈与
 - Case62 非上場株式の納税猶予制度と贈与税・相続税ジャンプ

索引

・判例年次索引 ・裁判例年次索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

多様な生前贈与プランを紹介!

〔平成30年度税制改正対応版〕 目的別 生前贈与のポイントと活用事例

著 飯塚 美幸 (税理士・中小企業診断士)



事業承継税制納税猶予特例の新設や一般社団法人等に関する相続税・贈与税の見直しなどの平成30年度税制改正を反映した最新版!!

- 「子や孫への資金援助のため」「争族対策のため」などの目的別に、具体的なケースを掲げて、生前贈与活用の効果と留意点を示しています。
- 制度の要点や実践のポイントを、随所に図表を用いてわかりやすく解説しています。
- 資産税に精通した税理士が、豊富な実務経験と知識に基づいて執筆しています。

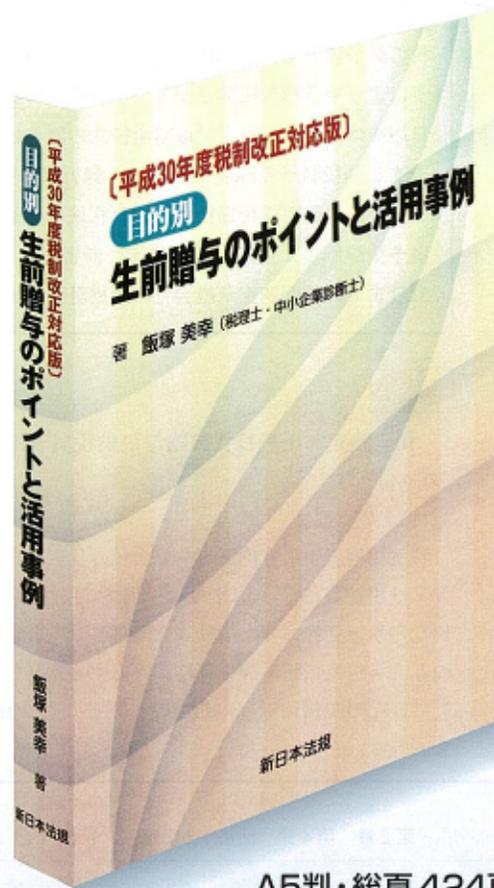
webショップ
新日本法規 Web で 検索

0120-089-339

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

電子書籍も
発売!!

〔電子版〕
本体価格 3,600円+税



A5判・総頁 424頁
本体価格 4,400円+税 送料実費



Point30 非上場株式等贈与税納税猶予特例

ポイント 事業会社の事業承継を円滑化するために、まず先代経営者から後継者への自社株の贈与について贈与税の納税猶予をし、先代経営者からの相続時に、相続税の納税猶予により猶予贈与税額をジャンプさせる特例です。平成30年1月1日以後は、10年間限定で取得全株式の贈与税・相続税の全額を猶予する納税猶予免除特例制度と、発行済株式の2/3に達するまでの部分について課税価格の全額（相続では80%）に対応する納税猶予免除制度が併走しています。前者の適用には、平成35年3月31日までの特例認定承継会社の承継計画提出が必須です。

解説

1 10年限定非上場株式等贈与税納税猶予特例（特例措置）（措法70の7の5）
(1) 原則
特例後継者が、特例認定承継会社の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈（以下「贈与等」といいます。）により当該特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得した全ての非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等までその納税が猶予されます（措令40の8の5①一）。

4 納税猶予の担保

申告書の提出期限までに非上場株式等贈与税納税猶予税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

留意点

メリットのある対象会社

既に後継者に多数の株式を移転してきた会社は適用できない場合がありますが、これまで事業承継対策に取り組みずいた会社には、この方法は適用可能性が大きいといえます。

| チェック事項 | <input checked="" type="checkbox"/> |
|-------------------------------|-------------------------------------|
| 1 贈与税を猶予し、相続税の納税猶予に繋げることができる。 | <input type="checkbox"/> |
| 2 事業会社ならまず検討すべき。 | <input type="checkbox"/> |
| 3 認定経営革新等支援機関と連携をして取り組む。 | <input type="checkbox"/> |

Point33 持分の定めのない法人への贈与と法人贈与税課税

ポイント 持分の定めのない法人に資産の贈与をした場合、その法人は出資者・株主がいないため、贈与された財産は現行法では相続税の課税対象となりません。そのため、相続税等の不当な減少を目的として行われた持分の定めのない法人への資産の贈与については、受贈法人が個人とみなされて贈与税が課されることとされています。
とりわけ平成18年以後設立しやすくなった一般社団法人を法人格として活用することが行われています。

解説

1 一般社団法人

持分の定めのない法人とは、定款等又は法令の定めにより、法人の社員等が当該法人への出資に係る残余財産の分配請求権又は払戻請求権を行使することができない法人をいいます（昭39・6・9直審（資）24直資77 13）。

5 特定一般社団法人等に対する相続税の課税

特定一般社団法人等の理事である者（理事退任後5年未経過の者を含みます。）が死亡した場合には、当該特定一般社団法人等の純資産額をその死亡の時ににおける「同族理事数+1（被相続人）」で除して計算した金額に相当する金額を当該被相続人から遺贈により取得したものとみなして、当該特定一般社団法人等に相続税を課税します（相法66の2①）。

その場合には、その相続税の額から贈与等により取得した財産について既に課税された贈与税等の額を控除します（相法66の2③）。

ただし、相続税申告については生前贈与加算（相法19）は適用しません（相法66の2⑤）。

① 特定一般社団法人等：次に掲げる要件のいずれかを満たす一般社団法人等をいいます（相法66の2②三）。

⑦ 相続開始の直前における同族理事数の総理事数に占める割合が2分の1を超えること

⑧ 相続開始前5年以内において、同族理事数の総理事数に占める割合が2分の1を超える期間の合計が3年以上であること

② 同族理事：一般社団法人等の理事のうち、被相続人、その配偶者又は3親等内の親族その他当該被相続人と特殊の親戚関係にある者が、被相続人が会社役員となっている会社の会社役員又は取締役等である者（相法66の2②二、相令34③）。

なお、平成30年4月1日前に設立された一般社団法人等については、平成33年4月1日以後の同族理事の死亡に係る相続税を課税します。

した一般社団法人になりました。

株式会社）

| | |
|--------|------|
| 株主1名以上 | 株式会社 |
|--------|------|

有限責任

Case57 同族会社への不動産の贈与

活用事例 米田氏は、自分の所有するAマンションを会社に贈与しようと考えました。しかし、個人が同族会社不動産を贈与すると、原則としてその不動産の時価によるみなし譲渡課税を受けることになります。受ける同族会社は、不動産について登録免許税や不動産取得税を負担した上で、その受贈不動産の時価を受贈益として法人税の課税を受けます。また、贈与取得後3年間の株式評価の上で純資産価額の算定においては受贈不動産の時価で計上しなければなりません。

そこで米田氏は、譲渡課税を受けない建物だけ贈与し、土地は個人所有のまま土地賃貸借契約とすることで、土地の評価の減額と、建物の収益を同族法人に移転することにしました。もちろん法人税課税は受けますが、同族会社と個人との全体でのキャッシュアウトは売買より低廉です。

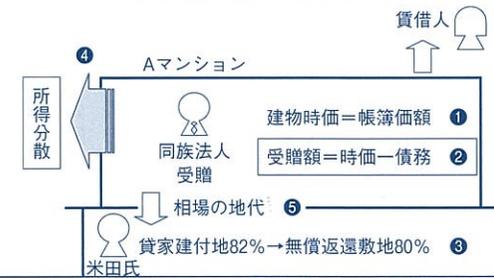
同族法人は借地権を有することになりますが、土地の無償返還の届出書を遅滞なく提出することで課税は行われず、かつ個人所有地の評価額は8割で評価されるメリットがあります。米田氏は、これらの実行前に同族法人株を子らに贈与するところから着手しました。

活用の効果

1 贈与者にみなし譲渡課税

したがって、一般的に譲渡所得税負担が生じる土地については贈与せず、建物だけの贈与により建物に帰属する収入を法人に移転する方法が有効でしょう。

〈同族法人への不動産の贈与〉



新日本法規出版株式会社

本社 総務部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
 東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
 仙台支社 〒981-3195 仙台市東区加茂1丁目48番地の2
 東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
 関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
 大阪支社 〒540-0037 大阪府中央区内平野町2丁目1番12号
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号